

# せたな町 緊急銃猟対応マニュアル

令和8年6月

せたな町

## 1 はじめに

令和7年（2025年）9月1日に施行された改正鳥獣保護管理法により、人の日常生活圏にヒグマが出没した際、安全確保等の条件の下で、市町村が委託等した者による銃猟を可能とする緊急銃猟制度が新たに創設された。

本マニュアルは、緊急銃猟を行う必要が生じた場合の基本的な対応をまとめたものであり、平時から本マニュアルを共有し、理解しておくことによって、人の日常生活圏へヒグマの出没があった際に円滑な対応がなされることを目的に作成したものである。

## 2 緊急銃猟に備えた平時における事前準備

### (1) 対応体制の確保

緊急銃猟を実施する際の役割分担を次のとおり定めるほか、必要な人員の確保、道警察や北海道などとの協力体制を確保しておくものとする。

また、緊急銃猟の権限は市町村長にあるため、必要に応じ、担当者に権限を委任するとともに、緊急銃猟を行う捕獲者については、予め鳥獣保護管理法の要件を満たしているか確認の上、特定しておくこととする。

表1 緊急銃猟を実施する際の役割分担

役割	対応者	内容
捕獲者	捕獲の技術を有する者 (せたな町鳥獣被害対策実施隊)	実際に緊急銃猟を実施する者(射手)。
捕獲者をサポートする者	捕獲の技術を有する者 (せたな町鳥獣被害対策実施隊)	射手とともに行動し、現場でサポートを行う。
緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の市町村職員への指示又は市町村以外の者への委託を行う者	①せたな町長 ②せたな町副町長 (①不在時) ③農林水産課長 (②不在時)	緊急銃猟の実施のために必要な判断、現場指揮を行う。また、射手とともに危険鳥獣の動きを追い、緊急銃猟を市町村職員に指示又は市町村以外の者に委託を行う。
通行制限を行う者	町職員2名(農林水産課等)・警察等	道路等において、通行制限を行う。
住民への避難を呼びかける者	町職員2名(農林水産課等)	付近の住民へ避難を呼びかける。
緊急銃猟の様子を記録する者	町職員1名(農林水産課等)	緊急銃猟の様子をビデオカメラ等で撮影して記録する。 ※ ビデオカメラ等による撮影は、捕獲者が希望した場合等、捕獲者の了承を得ている場合のみ実施する。

場所の管理者・地権者との調整を行う者	町職員 1 名（農林水産課等）	緊急銃猟や土地の立入りの際に、場所の管理者、地権者（土地の立入りの場合）と調整を行う。
広報を行う者	町職員 1 名（農林水産課等）	防災無線放送又は SNS 等での広報や、広報車での呼びかけを行う。
原状回復を行う者	町職員 2 名（農林水産課等）	捕獲個体の処分を含む原状回復を行う。

【役割分担の例】

役割	想定される主な実施内容	実施機関（例）
現地本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場対応の指揮</li> <li>・ 計画の決定・実行</li> <li>・ 捕獲者への委託</li> <li>・ 緊急銃猟の記録</li> <li>・ 本庁との連絡</li> <li>・ 現状復帰</li> <li>・ 損失確認</li> </ul>	役場担当課 警察・振興局 捕獲者
交通規制・避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画範囲の交通規制及び住民の避難誘導</li> <li>・ 緊急銃猟実施時の要件確認（最終確認）</li> <li>・ ヒグマ逸走時の対応</li> </ul>	役場職員 警察・振興局 （必要に応じ、捕獲者）
本庁班（役場）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地本部との連絡調整</li> <li>・ 応援職員など庁内外の関係者との調整</li> <li>・ 広報担当・報道対応</li> </ul>	役場担当課

表 2 緊急銃猟（麻醉銃猟を除く）を実施する者の要件

必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種銃猟免許を受けた者</li> <li>※ 装薬銃を使用する場合</li> <li>・ 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を受けた者</li> <li>※ 空気銃を使用する場合</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一年間に二回以上の銃猟又は射撃の練習をしていること。</li> <li>※ 装薬銃・空気銃を使用する場合</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去 3 年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲を行った経験を有する者</li> </ul>
夜間（日出前及び日没後）に実施する場合の追加要件（屋外において装薬銃又は空気銃で実施する場合に限る）	<p>射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えないもの（特定ライフル銃）を除く。）にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有する者であること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。</p> <p>イ 標的の中心から二・五センチメートル</p> <p>ロ 標的の中心から五・〇センチメートル</p> <p>夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること</p>

表3 緊急銃猟に係る関係者・連絡先一覧

区分	役職等	連絡先	備考
市町村	せたな町長	0137-84-5111	
	せたな副町長		
	農林水産課長		
	農林水産課課長補佐		
	農林水産課林業係		
捕獲従事者	せたな町鳥獣被害対策実施隊		北檜山有害鳥獣駆除協力会及び瀬棚ハンタークラブへ林業係より連絡
せたな警察署	せたな警察署	0137-84-6110	
檜山振興局	環境生活課長	0139-52-1279	
	自然環境係長	0139-52-6494	

表4 緊急銃猟に係る連絡網

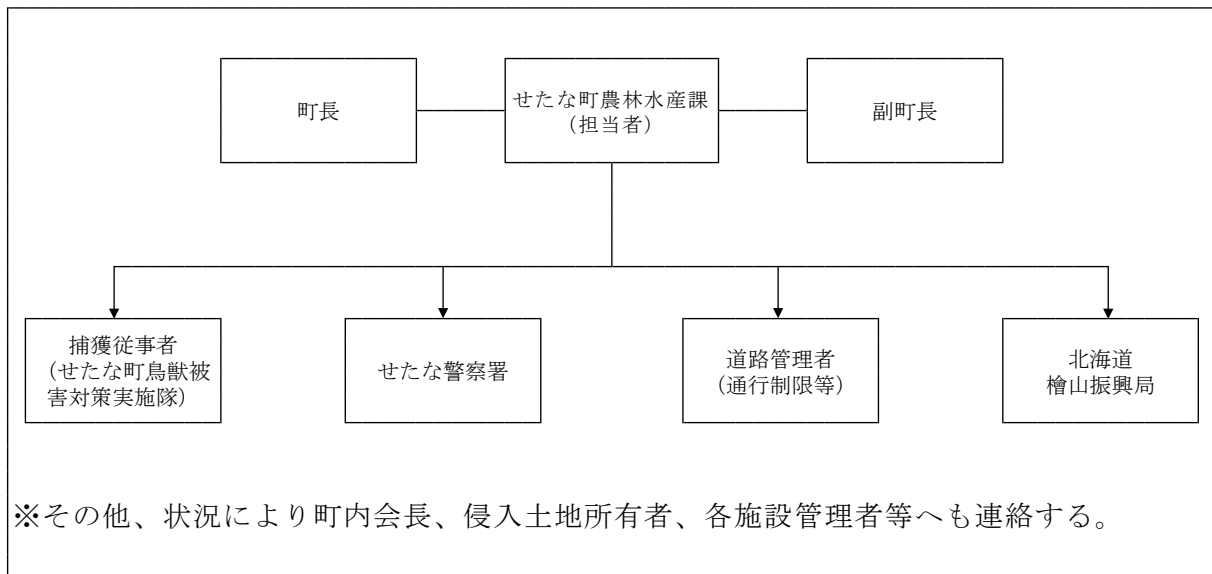
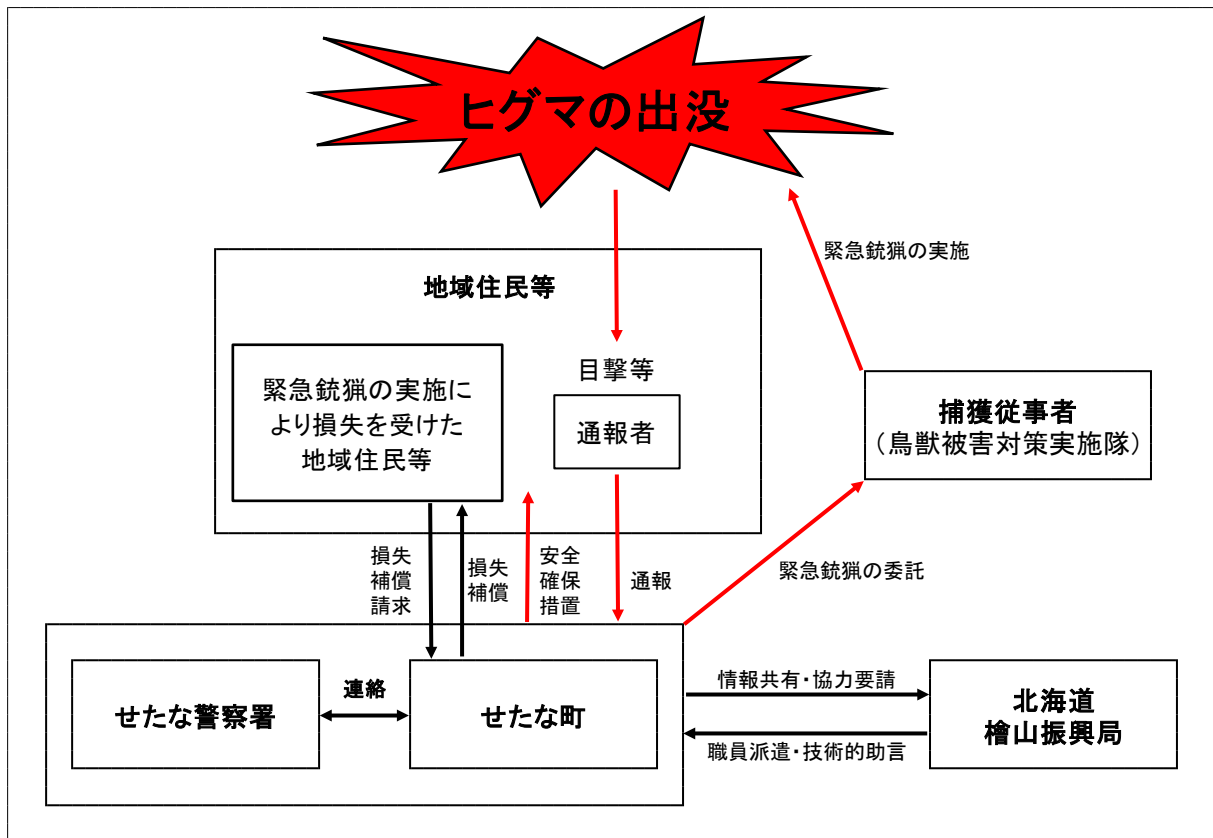


図1 緊急銃猟対応フロー



(2) 訓練の実施

必要に応じ、警察署、捕獲従事者、檜山振興局など関係機関と連携し、緊急銃猟に関する机上及び実地訓練を実施するものとする。

(3) 備品の確保

緊急銃猟の実施に備え、次の装備を配備しておくものとする。

表5 備品一覧

備品の種類	数量	説明
ヘルメット	30 個	頭部をクマ等の攻撃から防御 (農林水産課備品)
盾	5 個	クマ等の攻撃を回避 (農林水産課備品)
クマ撃退スプレー	10 本	クマ等が向かってきた際に噴射 (農林水産課備品)
プロテクター	3 個	四肢や体幹をクマ等の攻撃から防御 (農林水産課備品)
無線機 (デジタル簡易無線)	10 機	現地での連絡調整に使用 (農林水産課備品)
緊急銃猟を行う捕獲者の証票	5 着	自治体名の記載があるベスト (赤色)
緊急銃猟のための土地の立入り等の証票	25 着	自治体名の記載があるベスト (赤色)

緊急銃猟対応マニュアル	1式	本マニュアルによる
緊急銃猟ガイドライン	1式	環境省作成のもの
車両	数台	移動のほか、通行制限の開始地点を明示するため使用（庁用車）
トラック	1台	緊急銃猟を実施する際にトラックの荷台から撃ち下ろす場合や捕獲個体を搬出のために必要（庁用車）
土嚢	1式	バックストップを補強等する場合に必要（町防災用備品）
照明器具等	1式	夜間に緊急銃猟を実施する場合に必要な町防災用備品）
原状回復に必要な道具類	1式	ブルーシートや清掃用具等の必要な道具類
ビデオカメラ等	1式	緊急銃猟の様子を撮影して記録

#### （４）保険の加入

緊急銃猟により物損事故等が生じた場合に備え、次の保険に加入済みであり、必要に応じて、手続きを行う。また、適宜、更新手続きを行うものとする。

##### 加入保険の概要（物損事故対応）

商品名	全国町村会 総合賠償補償保険制度
補償内容（対象）	緊急銃猟対応費用保険
連絡先	北海道火災新種保険金サービス第一課 011-222-4011

##### 加入保険の概要（捕獲従事者の補償）

商品名	北海道市町村総合事務組合 非常勤職員公務災害補償制度
補償内容（対象）	公務災害（負傷、疾病、障害及び死亡）
連絡先	せたな町 総務課 0137-84-5111

### 3 クマ等出没時の対応

#### （１）通報時の対応

ヒグマの出没に関する一報が寄せられた際は、目撃者から次の情報等を聞き取るよう努めるものとする。

表6 聞き取り項目一覧

項目	詳細
通報者の情報	氏名、連絡先
人身被害に関する情報	怪我の有無や程度
出没の種類	目撃、痕跡、その他
出没日時	クマ等を目撃した日時 ※ 同一個体と見られるクマ等について目撃者が複数いる場合、全員から聞き取った目撃日時を繋げてクマ等

	の進行方向を推測したり、最後の目撃地点から警戒範囲を推測したりする。
出没場所の情報	地番（位置座標）、環境、誘引物
クマ等が向かった方向の情報	クマ等が逸走等した場合には、クマ等が向かった方向（山野なのか人の日常生活圏なのか）を把握
目撃したクマ等の情報	頭数（親子）、大きさ、行動、人に対してクマ等はどのような行動をとったか（逃げた／逃げずにその場に留まっている／向かってきた／人に気付いていないなど） ※ クマ等と判断した特徴も確認する。
目撃した人の情報	目撃時の行動、目撃後の対応
対策内容（出没を受けて実施）	注意喚起、誘引物除去、追い払い、捕獲
対策内容（出没前から実施）	誘引物除去、刈払い、その他

## （２）緊急銃猟に関する計画の調整

現場の情報収集の結果などを踏まえ、ヒグマの捕獲の手段として緊急銃猟を選択する方向性が決定された場合、現場又は現場近くにおいて、捕獲関係者（自治体職員、捕獲者）が地図を見ながら安全確保の方法等や発砲の向き等を相談するなど、緊急銃猟の実施に関する計画を検討する。

### 【緊急銃猟の４つの条件】

観 点	条 件
場所	ヒグマが人の日常生活圏に侵入していること、侵入するおそれ大きいこと
緊急性	ヒグマによる人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があること
方法	銃猟以外の方法では的確かつ迅速に捕獲することが困難であること
安全性確保	避難等によって人に弾丸が到達するおそれ、その他生命又は身体に危険を及ぼすおそれがないこと

※ 人の日常生活圏とは、人が普段活動する過程で行動する範囲（住居、広場、生活用道路、商業施設、農地、自動車、船舶、倉庫、畜舎、ビニールハウス、その他勤務地等）を指す。

ただし、緊急銃猟を選択するにあたっては、住宅集合地域に該当しない場合の許可捕獲や警職法の対応が完全に否定されるものではないため、それも踏まえて決定する。

## （３）北海道に対する応援の要請

緊急銃猟を職員のみでは十分に行うことができない場合には、北海道（檜山振興局）への応援要請を検討する。

応援要請するにあたっては、「緊急銃猟に係る市町村から北海道への応援要請取扱要領（巻末参考資料参照）」に基づき対応する。

## （４）安全を確保するための措置の実施

### ア 通行禁止・制限範囲

緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため、危害が及びうる範

囲に住民等が立ち入らないよう、通行禁止・制限範囲を決定する。

捕獲者の銃器等の情報や知見、対応に係る警察との連携を踏まえ、市町村が決定する。範囲はヒグマがいる地点周辺の住居やバックストップの状況により個別判断となる。

【安全確保措置の状況ごとの留意点】

条件	考慮すべき点
屋外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックストップの確保</li> <li>・跳弾が到達する可能性、危険鳥獣が興奮して移動する可能性を考慮した通行禁止・制限範囲の設定</li> <li>・住宅が近くにある場合は、屋内退避し窓から離れてもらう等の呼びかけを行う。</li> <li>・射線方向にやむを得ず家屋があることが避けられない場合については、弾丸の到達の可能性を考慮し、住居等の安全な場所への避難を検討する。なお、屋外避難する際には安全性を確保するため、車等を利用し、また常に危険鳥獣の動向に関する情報に留意する。</li> <li>・夜間の場合は、危険鳥獣が逸走する可能性を特に考慮し、住民の退避措置や注意喚起を厳重に行う。また、照明器具を用いて、捕獲者の視界を確保する。</li> <li>・射線上から引火物や爆発物を外すほか、万が一引火した場合を想定した安全確保を行う。</li> <li>・可能な限り危険鳥獣に刺激を与えないよう行動に留意することで不用な移動範囲の拡大を予防する</li> </ul>
屋内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックストップとなり得る壁の材質の確認</li> <li>・住民等に敷地外への退避と通行制限の実施 (弾丸が対象危険鳥獣を貫通することが想定される場合は、それぞれの威力(貫通力)を考慮して、建物の背後の確認を行う。)</li> <li>・屋内の発砲は特に跳弾のリスクが高いため、盾等を装備する</li> <li>・暗い室内の場合は、照明を携帯する</li> <li>・射線上から引火物や爆発物を外すほか、万が一引火した場合を想定した安全確保を行う。</li> </ul>

イ 管理者との調整・住民周知

通行禁止・制限の前に、当該場所の管理者等との調整の上、住民への周知を行う。

また、管轄の警察署への通報等を行うとともに、防災無線放送又は SNS 等により通行制限を行う場所・期間・制限の内容等を周知する。

< (参考) > 防災無線放送又は SNS 等における周知文例  
 「令和〇年〇月〇日 (〇) 〇時頃より、〇〇町の〇〇交差点の周囲において、出没したクマの捕獲等のため、通行制限を行います。クマ及び銃猟による危険があるため、近づかないよう、お願いいたします。」(92 字)

ウ 通行禁止・制限、住民避難等

通行禁止・制限の実施、住民の避難、捕獲関係者の配置・安全確保を行う。

#### (5) 緊急銃猟に係る条件の確認

緊急銃猟の条件（特に安全の確保に係る条件）を満たしているかを、チェックリスト（巻末資料参照）を用いて確認する。

#### (6) 緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託

緊急銃猟を実施させる者の要件を満たしているかは、緊急銃猟を実施させる者の要件の該当の有無をチェックシート（巻末資料参照）で確認を行い、捕獲者へ証票を渡す前に、チェックシートに、緊急銃猟を実施させる者の署名を求める。

また、緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託を行う際には、証票を受け渡すとともに、緊急銃猟の実施場所、危険性の高い物件に関する情報、緊急銃猟を中止する合図の方法などの留意点を伝達する。

※ 緊急銃猟中止時には、手をクロスさせるジェスチャーや、無線機等により「中止」のかけ声を行う。

市町村長が捕獲者に証票を渡し、着用させることで委託となり、緊急銃猟が可能となるため、ヒグマが移動するなどして安全確保の面から緊急銃猟の条件を満たせずやり直す場合には、証票を一度回収し再度緊急銃猟を実施できる条件が整った際に改めて付与する。

#### (7) 緊急銃猟のための土地の立入等

緊急銃猟の実施にあたって、土地の立入り等を行う際は身分を示す証票を携帯し、求められた場合は掲示する。また、必要な限度において障害物の除去を行う。

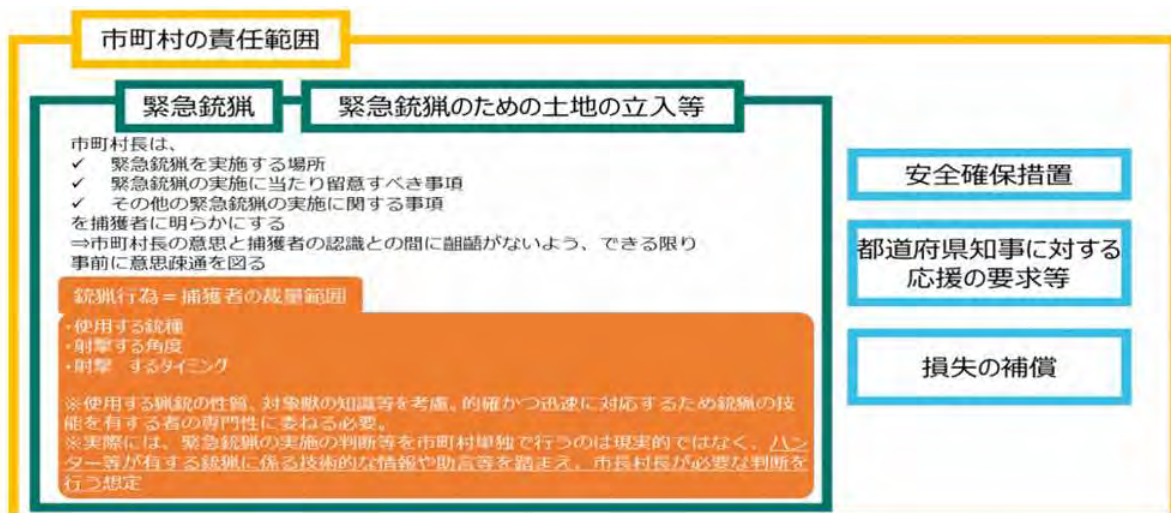
#### (8) 緊急銃猟の実施

(4)～(7)までの手順により、準備ができ次第、捕獲者が銃猟を行う。

捕獲者は、指示又は委託の範囲において、捕獲者自身が使用する銃種や射撃する角度、射撃するタイミング等を判断する。

せたな町としては、安全確認措置の確認を常に確認し、必要に応じた中止の判断を行う。

また、捕獲者の了解が得られている場合は、銃猟の様子を記録する。



### (9) 原状回復、安全を確保する措置の解除

緊急銃猟の実施が終了したら、捕獲個体の生死等を安全確認後、安全を確保する措置（通行禁止・制限の措置、地域住民の避難）の解除を行う。

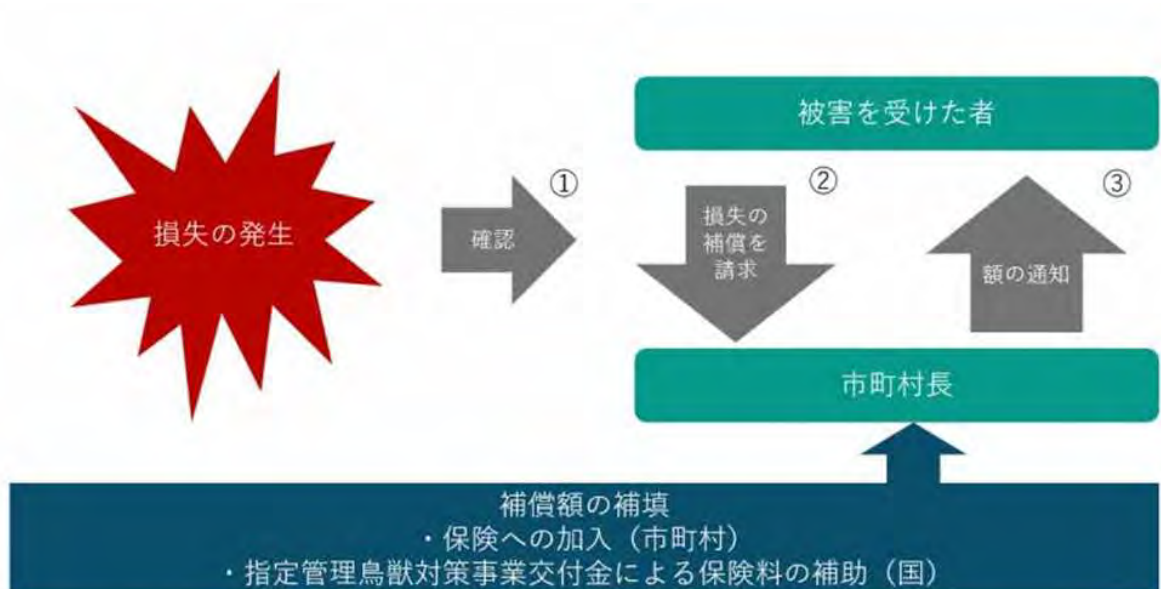
安全確認には、個体の状態や、跳弾はないか、どこに着弾したかなど弾丸の有無の確認を捕獲関係者で行う。また、報告のために、可能な限り写真を撮影するものとする。

確認が終わり次第、通行制限を含む安全確保措置を解除する。安全確保措置の解除の方法は、措置を講じた際の手順にならう。

なお、捕獲した鳥獣の処分を行う際は、廃棄物処理法に基づき一般廃棄物として適切に処理を行う。

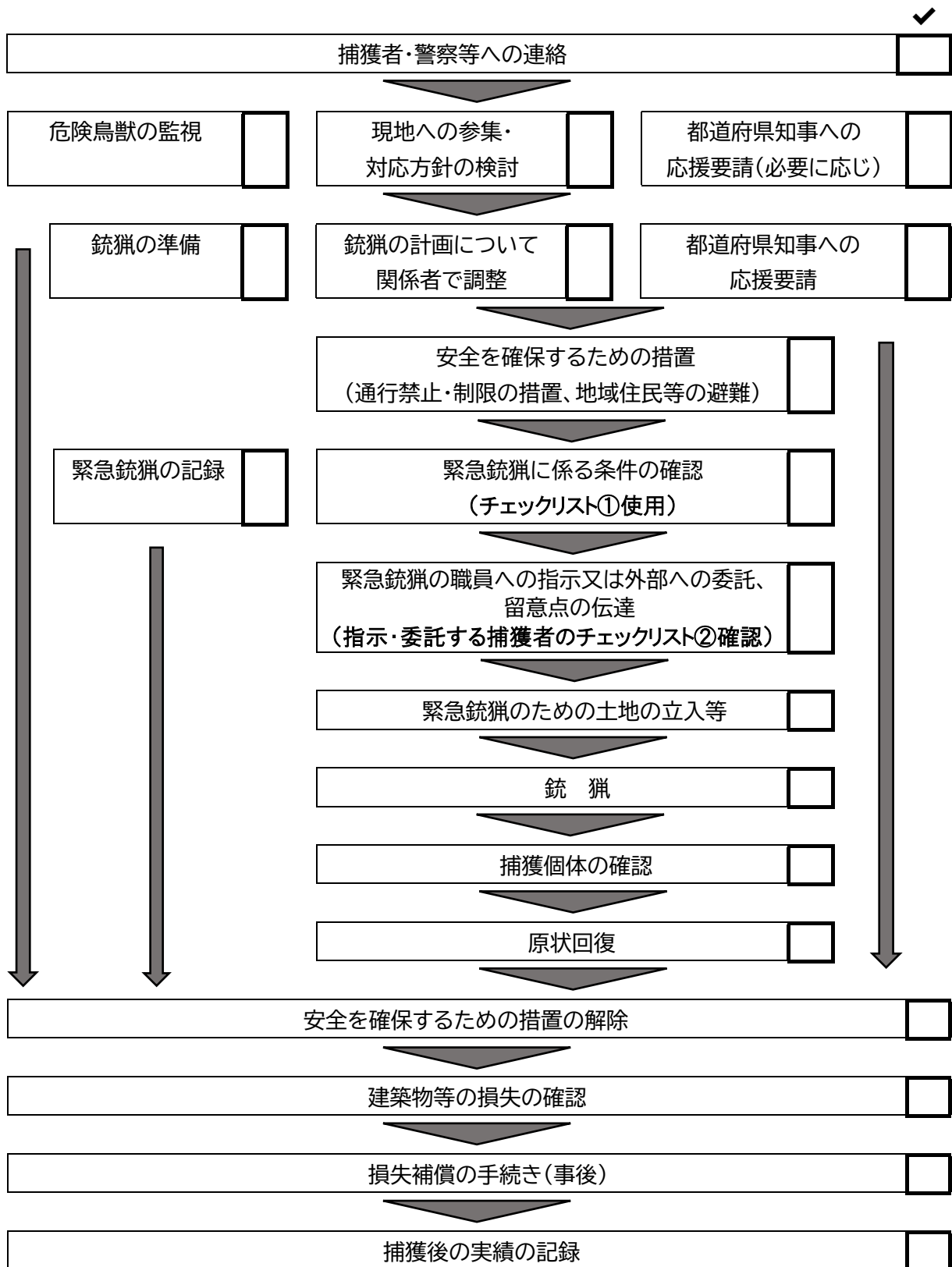
### (10) 補償手続

緊急銃猟の実施により、弾丸が逸れる、跳弾、弾丸の貫通等によって家畜、建物、乗物、器物等の財産を損壊した場合には、損失補償手続を行う。



## 参 考 资 料

【チェックリスト(緊急銃猟の流れ)】



【チェックリスト①】

(緊急銃猟の条件)

条文等	条件	✓
人の日常生活圏への侵入 (法第 34 条の2)	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※ 人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる。	
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要 (法第 34 条の2)	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか ➤ 人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。	
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難 (法第 34 条の2)	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか ➤ 人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。	
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 (法第 34 条の2)	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか(法第 34 条の4)	
	地域住民の避難は行われたか(法第 34 条の4)	
	広報(HP や SNS、防災無線等)は行われたか(政令)	
	通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署(警察署長)に通報を行ったか(政令)	
	鉄道を含む場合は、鉄道施設の管理者へ協議が行われたか(政令) 軌道又は索道を含む場合は、軌道経営者又は索道事業者へ協議が行われたか 道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか 場所の管理者へ連絡したか(必要に応じて)	
	射線方向にバックストップはあるか ➤ 屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか	
緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか ➤ 緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件(寺社仏閣、貴重品等)に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等		
その他	(土地の立入りを伴う場合)土地の立入りをを行う者は証票を身に着けているか(法第 34 条の3)	
	緊急銃猟を委託する者は証票を身に着けているか(法第 34 条の2)	
	緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか(任意) ➤ スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか。	

(緊急銃猟実施時) ※事前に要件を確認し名前を記入しておくこと。

確認事項		
	要件	✓
法令で定める事項 (必須項目)	第一種銃猟免許を所持している ➤ 装薬銃を使用する場合(麻醉銃猟をする場合は除く)	
	第二種銃猟免許を所持している ➤ 空気銃を使用する場合(麻醉銃猟をする場合は除く)	
	過去1年以内に銃器による射撃を2回以上した者であること (麻醉銃猟をする場合は除く)	
	過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある	
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項 (夜間に屋外において緊急銃猟をする場合には必須項目 (麻醉銃猟をする場合は除く))	射撃場における5回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲(ライフル銃(特定ライフル銃を除く。))にあっては次のイに掲げる範囲)に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している ➤ なお、射撃線から標的までの距離は50メートルとし、射撃姿勢(銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。)は問わない。 イ 標的の中心から2.5センチメートル □ 標的の中心から5.0センチメートル	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、5時間以上の講習を修了している者であること	
その他市町村の判断により任意で記載する事項 (記載例)	対象となる危険鳥獣の捕獲に関与したことがある ➤ 必須の要件「過去3年以内にクマ、イノシシ又はニホンジカを仕留めた経験がある」では、例えば、ツキノワグマを捕獲しようとする際に、ニホンジカ捕獲経験をもっていれば足りるが、ここでは、実際に捕獲しようとする危険鳥獣の種類と同じ大型獣を捕獲している実績を市町村が任意に設定する追加的な要件において捕獲者に求めようとするもの。	
	対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している ➤ 委託時に、市町村担当者から対象となる危険鳥獣についてレクチャーを受けたことを含む。	
	事前の訓練又は研修に参加したことがある	

月 日  
名 前 \_\_\_\_\_

## 【緊急銃猟に係る市町村から北海道への応援要請取扱要領】

### 第1 趣旨

本要領は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第34条の5の規定に基づく市町村長から北海道知事への応援の要請（以下、要請という。）に関する手続きなどについて必要な事項を定める。

### 第2 基本的な考え方

要請により応援業務に従事する職員は市町村長の指揮のもとで行動するものとする。

応援業務の内容は、安全確保措置を講ずる際の支援や指揮命令への技術的助言など、緊急銃猟に係る補助的な業務とする。

なお、応援業務の大まかな内容は、各市町村のマニュアル等の作成と合わせて事前に調整を行うよう努めること。

（応援業務の例）

- ・住民避難誘導及びその際の車両の運転
- ・夜間（日出前及び日没後）における危険鳥獣の照明器具による照射
- ・指揮命令を発する際の技術的助言 など

### 第3 要請等の手続き

1 市町村長による要請手続きは、次のとおりとする。

なお、本項の通知、報告等については形式を問わないが、必ず双方に記録が残る方法とすること。

(1) 要請を行おうとする市町村長は、（総合）振興局長に対し、緊急銃猟に係る要請であることを明示した上で、次に定める事項を通知するものとする（参考様式第1号）。

ア 要請の期間

イ 要請の人数

ウ 業務内容

エ 業務実施場所

オ 要請に係る連絡先

カ その他、派遣に当たって必要となる情報

(2) 要請を受けた（総合）振興局長は、速やかに職員の派遣など必要な調整を行い、応援要請の応諾を決定し、その旨を市町村長へ通知する（参考様式第2号）とともに、要請内容を環境生活部長に報告すること（参考様式第3号）。

また、（総合）振興局長は、派遣する職員の名簿を作成し、管理すること（参考様式第4号）。

(3) 要請期間の終了後、市町村長は、派遣職員等への損害等の有無を確認し、結果を（総合）振興局長あて報告すること（参考様式第5号）。

(4) （総合）振興局長は、損害等があったことが確認された場合、環境生活部長と対応を協議すること。

2 北海道知事による費用の請求は次のとおりとする。

要請に係る業務の終了後、要請を受けた（総合）振興局長は、応援業務に要した費用を市町村長へ請求するものとする。

なお、請求に当たっては、費用の内訳・額について、予め環境生活部長と協議すること。

（費用の例）

- ・職員等の応援に要した交通費
- ・食料費
- ・応援のために提供した資機材等物品の費用及びその輸送費 など

#### 第4 留意事項

次の事項に留意すること。

- 1 本取扱要領は、市町村長から北海道知事に対して任意の応援を求めることを妨げるものではない。
- 2 要請により派遣された職員は、責任の所在を明確にするため、派遣期間中は応援業務に専念すること。

附則 この要領は、令和7年（2025年）9月1日から施行する。

## 関係サイト

- 環境省 緊急銃猟制度のページ



- 北海道庁 ヒグマ対策室のページ

